

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和7年3月19日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2400449号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2400085号

第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間①及び②のうち平成26年1月1日から平成29年3月1日までの期間、同年5月1日から令和元年10月1日までの期間、同年12月1日から令和2年2月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表第1欄に掲げる月ごとに、同表第2欄に掲げる標準報酬月額から第6欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成26年1月から平成29年2月まで、同年5月から令和元年9月まで、同年12月及び令和2年1月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年1月から平成29年2月まで、同年5月から令和元年9月まで、同年12月及び令和2年1月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(別表第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における請求期間①及び②のうち平成26年11月1日から平成27年7月1日までの期間、同年8月1日から同年9月1日までの期間、平成28年2月1日から同年3月1日までの期間、同年9月1日から平成29年3月1日までの期間、同年5月1日から同年10月1日までの期間、同年11月1日から同年12月1日までの期間、平成30年2月1日から同年3月1日までの期間、同年6月1日から同年7月1日までの期間、同年9月1日から同年10月1日までの期間、同年11月1日から平成31年3月1日までの期間、同年4月1日から令和元年8月1日までの期間、同年9月1日から同年10月1日までの期間、同年12月1日から令和2年2月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表第1欄に掲げる月ごとに、上記1の訂正後の標準報酬月額である別表第6欄から第7欄に掲げる標準報酬月額とする。

また、請求者のA社における請求期間②のうち令和元年10月1日から同年12月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表第1欄に掲げる月ごとに、同表第2欄から第7欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成26年11月から平成27年6月まで、同年8月、平成28年2月、同年9月から平成29年2月まで、同年5月から同年9月まで、同年11月、平成30年2月、同年6月、同年9月、同年11月から平成31年2月まで、同年4月から令和元年7月まで及び同年9月から令和2年1月までの標準報酬月額(平成26年11月から平成27年6月まで、同年8月、平成28年2月、同年9月から平成29年2月まで、同年5月から同年9月まで、同年11月、平成30年2月、同年6月、同年9月、同年11月から平成31年2月まで、同年4月から令和元年7月まで、

同年 9 月、同年 12 月及び令和 2 年 1 月については別表第 6 欄に掲げる厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額を除き、令和元年 10 月及び同年 11 月については、別表第 2 欄に掲げるオンライン記録の標準報酬月額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 その他請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 22 年 1 月 1 日から平成 29 年 3 月 1 日まで
② 平成 29 年 5 月 1 日から令和 2 年 9 月 1 日まで

A 社に勤務していた期間のうち、給与明細書がある期間については、標準報酬月額に見合う厚生年金保険料より高い保険料が給与から引かれている。また、給与明細書がない期間についても、現在の標準報酬月額よりも高い給与が支払われていたもので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①及び②のうち平成 26 年 1 月 1 日から平成 29 年 3 月 1 日までの期間、同年 5 月 1 日から令和元年 10 月 1 日までの期間、同年 12 月 1 日から令和 2 年 2 月 1 日までの期間について、A 社に係る支給及び控除資料（請求者から提出された給与明細書、事業主から提出された給与明細書をいう。以下同じ。）により、別表第 3 欄、第 4 欄及び第 5 欄に掲げるとおり、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）若しくは報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれも同表第 2 欄のオンライン記録の標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除をしていたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額若しくは報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 26 年 1 月から平成 29 年 2 月まで、同年 5 月から令和元年 9 月まで、同年 12 月及び令和 2 年 1 月に係る標準報酬月額については、支給及び控除資料により確認できる厚生年金保険料控除額又は本来の報酬月額若しくは報酬月額から、別表第 1 欄に掲げる月ごと

に、同表第2欄に掲げるオンライン記録の標準報酬月額から第6欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、支給及び控除資料で確認できる報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、年金事務所は、平成26年1月1日から平成29年3月1日までの期間、同年5月1日から令和元年10月1日までの期間、同年12月1日から令和2年2月1日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①及び②のうち平成26年11月1日から平成27年7月1日までの期間、同年8月1日から同年9月1日までの期間、平成28年2月1日から同年3月1日までの期間、同年9月1日から平成29年3月1日までの期間、同年5月1日から同年10月1日までの期間、同年11月1日から同年12月1日までの期間、平成30年2月1日から同年3月1日までの期間、同年6月1日から同年7月1日までの期間、同年9月1日から同年10月1日までの期間、同年11月1日から平成31年3月1日までの期間、同年4月1日から令和元年8月1日までの期間、同年9月1日から同年10月1日までの期間、同年12月1日から令和2年2月1日までの期間については、給与明細書により、別表第3欄及び第6欄に掲げるとおり、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額が上記1の厚生年金特例法による記録訂正後の標準報酬月額を超えていることが認められる。

また、請求期間②のうち、令和元年10月1日から同年12月1日までの期間については、支給及び控除資料により、別表第3欄及び第2欄に掲げるとおり、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額を超えていることが認められる。

したがって、平成26年11月から平成27年6月まで、同年8月、平成28年2月、同年9月から平成29年2月まで、同年5月から同年9月まで、同年11月、平成30年2月、同年6月、同年9月、同年11月から平成31年2月まで、同年4月から令和元年7月まで、同年9月から令和2年1月までの標準報酬月額については、前述の資料により確認できる本来の報酬月額から、別表第1欄に掲げる月ごとに、同表第6欄又は第2欄に掲げる額から同表第7欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（平成26年11月から平成27年6月まで、同年8月、平成28年2月、同年9月から平成29年2月まで、同年5月から同年9月まで、同年11月、平成30年2月、同年6月、同年9月、同年11月から平成31年2月まで、同年4月から令和元年7月まで、同年9月、同年12月及び令和2年1月については別表第6欄に掲げる厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額を除き、令和元年10月及び同年11月については、別表第2欄に掲げるオンライン記録の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 請求期間②のうち令和2年2月1日から同年9月1日までの期間について、支給及び控除資料により、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから標準報酬月額の記録を訂正することはできない。

また、請求期間①のうち平成22年1月1日から平成26年1月1日までの期間について、A社は当該期間に係る支給及び控除資料を保管していない上、請求者も給与明細書等を所持していないことから、当該期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたかを確認することができず、請求者の当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情もない。

したがって、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①のうち平成22年1月1日から平成26年1月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

別表

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	(本来の報酬月額が算定できない期間における)報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
平成26年1月	26万円	—	36万円	47万円	36万円	—
平成26年2月	26万円	—	28万円	34万円	28万円	—
平成26年3月	26万円	—	36万円	44万円	36万円	—
平成26年4月	26万円	—	34万円	44万円	34万円	—
平成26年5月	26万円	—	36万円	44万円	36万円	—
平成26年6月	26万円	—	34万円	44万円	34万円	—
平成26年7月及び同年8月	26万円	—	36万円	44万円	36万円	—
平成26年9月及び同年10月	24万円	36万円	—	44万円	36万円	—
平成26年11月及び同年12月	24万円	36万円	—	34万円	34万円	36万円
平成27年1月	24万円	36万円	—	32万円	32万円	36万円
平成27年2月から同年6月まで	24万円	36万円	—	34万円	34万円	36万円
平成27年7月	24万円	36万円	—	36万円	36万円	—
平成27年8月	24万円	36万円	—	34万円	34万円	36万円
平成27年9月から平成28年1月まで	24万円	34万円	—	34万円	34万円	—
平成28年2月	24万円	34万円	—	32万円	32万円	34万円
平成28年3月から同年8月まで	24万円	34万円	—	34万円	34万円	—
平成28年9月から平成29年1月まで	30万円	36万円	—	34万円	34万円	36万円
平成29年2月	30万円	36万円	—	32万円	32万円	36万円
平成29年5月から同年7月まで	30万円	36万円	—	34万円	34万円	36万円
平成29年8月	30万円	36万円	—	32万円	32万円	36万円

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	(本来の報酬月額が算定できない期間における)報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
平成29年9月	24万円	32万円	—	30万円	30万円	32万円
平成29年10月	24万円	32万円	—	32万円	32万円	—
平成29年11月	24万円	32万円	—	30万円	30万円	32万円
平成29年12月及び平成30年1月	24万円	32万円	—	34万円	32万円	—
平成30年2月	24万円	32万円	—	28万円	28万円	32万円
平成30年3月及び同年4月	24万円	32万円	—	32万円	32万円	—
平成30年5月	24万円	32万円	—	34万円	32万円	—
平成30年6月	24万円	32万円	—	30万円	30万円	32万円
平成30年7月	24万円	32万円	—	34万円	32万円	—
平成30年8月	24万円	32万円	—	32万円	32万円	—
平成30年9月	28万円	34万円	—	30万円	30万円	34万円
平成30年10月	28万円	34万円	—	34万円	34万円	—
平成30年11月から平成31年1月まで	28万円	34万円	—	32万円	32万円	34万円
平成31年2月	28万円	34万円	—	30万円	30万円	34万円
平成31年3月	28万円	34万円	—	34万円	34万円	—
平成31年4月	28万円	34万円	—	30万円	30万円	34万円
令和元年5月	28万円	34万円	—	32万円	32万円	34万円
令和元年6月	28万円	34万円	—	30万円	30万円	34万円
令和元年7月	28万円	34万円	—	32万円	32万円	34万円
令和元年8月	28万円	34万円	—	34万円	34万円	—
令和元年9月	30万円	34万円	—	32万円	32万円	34万円
令和元年10月及び同年11月	30万円	34万円	—	30万円	—	34万円
令和元年12月及び令和2年1月	30万円	34万円	—	32万円	32万円	34万円

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2400445号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2400027号

第1 結論

昭和59年*月から同年*月までの請求期間、昭和60年8月から昭和61年5月までの請求期間及び昭和63年12月から平成元年4月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和59年*月から同年*月まで
② 昭和60年8月から昭和61年5月まで
③ 昭和63年12月から平成元年4月まで

請求期間について、国民年金保険料の納付書が市役所から送られて来たので、支払期限内に郵便局や銀行の窓口で支払をしていたが、年金記録では未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

基礎年金番号が導入された平成9年1月1日より前に、住民登録をしている市町村で初めて国民年金の加入手続を行った場合には、被保険者に固有の管理番号である国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)が新規に付番される払出事務が行われ、被保険者資格を取得するものとされているところ、請求者から提出された年金手帳に記載されている国民年金番号「*」は、オンライン記録の資格処理年月日が平成5年9月3日であることから、この頃にA市で国民年金番号が払い出されたものと推認され、請求期間①、②及び③は、遡って同日に資格記録処理が行われていることが確認できる。

したがって、請求者に上記の国民年金番号が払い出された時点で、請求期間①、②及び③の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、請求期間①、②及び③にA市において払い出された国民年金番号について、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにおける氏名検索による調査並びに国民年金番号払出簿による調査を行ったものの、請求者に「*」とは別の国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求者のA市における国民年金被保険者名簿からも、当該期間の納付記録は確認できない。

このほか、A市は、請求者の請求期間①、②及び③に係る国民年金保険料の納付状況が確認できる資料について、保存年限経過等によりいずれも保存していない旨回答しているほか、請求者が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。